

1 施設の設置目的及び位置等について

(1) 施設の主な設置目的

文化芸術の推進に資するとともに、市民等交流の進展を図るために必要と認める事業を行うためです。

(2) 施設の位置等

施設の名称 「流山市おおたかの森ホール」

施設の位置 「流山市東初石5丁目182番地の29」

※区画整理の換地処分の広告があったときに住所変更があります。

2 施設の管理及び運営について

おおたかの森ホールは、多目的ホールとしての利用もできますので、専門的な知識が必要です。そのため、専門的な知識を有する指定管理者による管理及び運営を行います。

3 使用時間

使用できるのは、午前9時から午後10時までになります。ただし、指定管理者が認めた場合に変更することができます。

4 休館日

あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めます。

5 施設の事前予約及び事前予約時の申請について

(1) ホール、楽屋及びリハーサル室

ア 鑑賞提供を目的の興行等又はそのリハーサルで使用

時 期	内 容	備 考
1 3 月前の月の初日	事前予約開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約終了	施設に直接
事前予約をした日	事前予約の使用申請開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約の使用申請期限	事前予約解消

イ 市民が使用

時 期	内 容	備 考
1 2 月前の月の初日	事前予約開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約終了	施設に直接
事前予約をした日	事前予約の使用申請開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約の使用申請期限	事前予約解消

ウ 上記ア及びイ以外の使用

時 期	内 容	備 考
1 1 月前の月の初日	事前予約開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約終了	施設に直接
事前予約をした日	事前予約の使用申請開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約の使用申請期限	事前予約解消

(2) スタジオ 1 及びスタジオ 2

ア 市民が使用

時 期	内 容	備 考
6 月前の月の初日	事前予約開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約終了	施設に直接
事前予約をした日	事前予約の使用申請開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約の使用申請期限	事前予約解消

イ 上記以外の使用

時 期	内 容	備 考
5 月前の月の初日	事前予約開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約終了	施設に直接
事前予約をした日	事前予約の使用申請開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約の使用申請期限	事前予約解消

(3) 会議室 1 及び会議室 2 (市民が使用)

時 期	内 容	備 考
4 月前の月の初日	事前予約開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約終了	施設に直接
事前予約をした日	事前予約の使用申請開始	施設に直接
4 月前の月の末日	事前予約の使用申請期限	事前予約解消

6 施設の使用申請 (事前予約した場合を除く) について

(1) ホール及び楽屋

時 期	内 容	備 考
3 月前の月の初日	申請開始	施設に直接
使用期日の 7 日前	申請終了	施設に直接

(2) リハーサル室

時 期	内 容	備 考
3 月前の月の初日	申請開始	施設に直接
使用期日	申請終了	施設に直接

(3) スタジオ1、スタジオ2、会議室1及び会議室2

時 期	内 容	備 考
3月前の月の初日	申請開始	施設、予約システム
使用期日	申請終了	施設、予約システム

7 利用料金の減免について

ホール及び楽屋は、市民の皆様には良質な音楽等を提供する施設とその付随的な施設であることから、下記(1)の場合の他は、市又は教育委員会が使用する場合も含め、利用料金の減額又は免除は行いません。

リハーサル室、スタジオ1、スタジオ2、会議室1及び会議室2は、今までの生涯学習関係施設と同様な内容で減額又は免除します。

(1) ホール及び楽屋

使用内容等	減免割合
指定管理者がその業務の実施のために使用する場合	全額
使用期日において、市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が使用する場合	5割
使用期日において、市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合	

(注) 上記以外にも、教育委員会が特に必要と認めた場合は減免します。

(2) リハーサル室、スタジオ1、スタジオ2、会議室1及び会議室2

使用内容等	減免割合
市又はその機関が主催者として使用する場合	全額
指定管理者がその業務の実施のために使用する場合	
市又はその機関が共催者として使用する場合	5割
使用期日において、市内に居住する満18歳以下の者、高齢者(満65歳以上の者)及び障害者が使用する場合	
使用期日において、高校生及び中学生以下の者並びに高齢者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合	
市以外の官公署が主催者として使用する場合	3割
公の支配に属する教育、福祉団体等がその目的のために使用する場合	
社会教育法に規定する社会教育関係団体がその目的のため使用する場合	

(注) 上記以外にも、教育委員会が特に必要と認めた場合は減免します。

8 利用料金の支払い

利用料金は、例外を除き申請時に指定管理者が指定する日に前払いとします。例外としては、官公署等が使用する場合があります。

9 利用料金の還付の例外

理由等	還付割合
天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。	全額
公用又は公共用その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。	
使用者が施設の利用の取消しを申し出た日から使用期日までの日数が30日を越えるとき。	
使用者が施設の利用の取消しを申し出た日から使用期日までの日数が15日を越えるとき。	5割

10 利用料金の割増率について

区分	利用料金
市民等が使用する場合	利用料金表のとおり
市民以外のものが使用する場合	利用料金表の1.3倍
代表者が市民である営利団体が営利を目的として使用する場合等	利用料金表の1.5倍
代表者が本市の市民以外である営利団体が営利を目的として使用する場合等	利用料金表の1.95倍